選挙運動用自動車使用証明書

自―⑬

（燃料代）

次のとおり燃料を使用するものであることを証明します。

令和　　年　　月　　日

令和　年　月　日執行 　　　　　　　　　　選挙

候補者氏名

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 燃料供給業者の氏名又は  名称及び住所並びに法人  にあってはその代表者の  氏名 |  | | | |
| 燃料供給年月日 | 燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号 | 燃料供給量 | 燃料供給金額 | 備　考 |
| 令和　　年　　月　　日 |  | ℓ | 円 | １ℓ当たり  円(税込) |
| 令和　　年　　月　　日 |  | ℓ | 円 | １ℓ当たり  円(税込) |
| 令和　　年　　月　　日 |  | ℓ | 円 | １ℓ当たり  円(税込) |
| 令和　　年　　月　　日 |  | ℓ | 円 | １ℓ当たり  円(税込) |
| 令和　　年　　月　　日 |  | ℓ | 円 | １ℓ当たり  円(税込) |
| 令和　　年　　月　　日 |  | ℓ | 円 | １ℓ当たり  円(税込) |
| 令和　　年　　月　　日 |  | ℓ | 円 | １ℓ当たり  円(税込) |
| 合　　計 |  | ℓ | 円 |  |

備　考

１　この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（給油の際に受領）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。

２　燃料供給業者が鶴田町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。

３　燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

４　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、

鶴田町に支払を請求することはできません。

５　公費負担の限度額は，候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

　６　公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。